

指定居宅介護支援
居宅介護支援事業所バイオレット
運 営 規 程

社会福祉法人寿敬会



(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人寿敬会が開設する指定居宅介護支援事業所バイオレット（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 本事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名 称 居宅介護支援事業所バイオレット
2 所在地 和歌山県和歌山市平尾 2 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理、事業の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2 介護支援専門員 2名以上
指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。ただし営業日、営業時間以外は電話での対応により、相談窓口は 24 時間体制とする。

1 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び休日、
12 月 30 日から翌年 1 月 3 日までを除く

2 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

1 利用者の相談を受ける場所

事業所の面談室及び利用者宅その他必要と認められる場所とする。

2 使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、平成 11 年 11 月 12 日老企 29 号通知の課題分析標準項目を満たしたアセスメント用紙を使用する。

3 サービス担当者会議の開催場所

事業所の面談室及び利用者宅その他必要と認められる場所とする。

4 介護支援専門員の居宅訪問頻度

1 ヶ月に 1 回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握、及び連絡調整等必要に応じ随時訪問する。

5 一人あたりの担当件数

国の定める標準担当件数とする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、和歌山市の区域とする。

(利用料等)

第 8 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料は不要であるが、そうでないときは全額とする。

- 2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の確認をうけることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 10 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(苦情対応)

第11条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、関係市区町村及び国民健康保険団地連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の保存期間)

第12条 指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(人権擁護推進員の配置について)

第13条 指定介護予防支援の利用者の人権を擁護するため、指定居宅介護支援を行う事業所ごとに対し、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年6回
- 2 職員は、職員であるうちはもちろんのこと、職員でなくなった後も、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿敬会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

付 則

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 1 月 5 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 3 月 17 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 2 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 2 月 11 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 2 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。